

おしらせHOTコーナー

ふれあい福祉コーナー

介護をする方をみんなで支えましょう

高齢者の介護では、介護者が心身に疲労し、追い詰められてしまうことがあります。また、虐待をしていることに気づいても、さまざまな理由で自分では止められなくなってしまっていることもあります。

介護は一人で頑張らないで、高齢者の介護をすることは簡単なことではなく、一人で介護をしていると介護者の負担になってしまつこともあります。介護保険制度では、施設に通所することにより入浴・食事などの介護やレクリエーションを行うデイサービスや、短期間施設に入所し介護を受けるショートステイサービスなどがあります。一人で介護を頑張らず、介護保険制度のご利用をお考えください。

また、地域包括支援センターでは、介護保険制度や認知症に関することなどの相談に応じますので、ぜひご連絡ください。

虐待かもしれないと思ったら、高齢者虐待は、行われる場所が自宅内であるなど、周囲からは発見しにくいものです。近所から怒鳴り声が聞こえたり、高齢者が急激に痩せたりなど、虐待かもしれないと感じたら、長寿介護課またはお近くの地域包括支援センターへご連絡ください。※連絡者の秘密は守られます。

〔支援の流れの例〕

①虐待に気づいた方が長寿介護課、地域包括支援センターに連絡
②長寿介護課、地域包括支援センターの職員が状況確認のため自宅や施設などに訪問

特定保健指導を利用しましょう

特定保健指導の通知が届いた方は、生活習慣を見直すチャンスです。
利用は無料ですので、積極的に活用しましょう。

〈特定保健指導の利用のながれ〉

<p>① 特定健診を受診する</p> <p>日々の健康管理のために、毎年特定健診を受診しましょう。</p>	<p>② 特定保健指導の通知が届く</p> <p>健診結果で、特定保健指導該当となった方には、封筒および電話で案内が届きます。ぜひ、お申し込みください。</p>	<p>③ 生活習慣の改善にチャレンジ</p> <p>専門職と一緒に目標に向けて取り組みましょう。 6カ月間、電話やメール・手紙でサポートします。</p>
---	--	--

問 国保年金課 ☎ 825

■地域包括支援センター

名称	担当地域
東部地域包括支援センターやしお苑 (南川崎210-1) ☎998-8895	二丁目、木曾根、南川崎、伊勢野、八潮1~7丁目
西部地域包括支援センターケアセンター八潮(鶴ヶ首根1184-4) ☎994-5562	小作田、松之木、中馬場、上馬場、西袋、柳之宮、南後谷、中央1~4丁目、緑町1・2・4丁目、八潮8丁目
南部地域包括支援センター埼玉回生病院(大原455) ☎999-7717	大瀬、古新田、垢、大原、浮塚、大曾根、大瀬1~6丁目、茜町1丁目
北部地域包括支援センターやしお苑(八條294-4) ☎930-5123	八條、鶴ヶ首根、八潮団地、伊草、伊草団地、新町、緑町3・5丁目

設などに訪問
③介護者と相談しながら介護保険サービスなどの必要な支援を行う
問 長寿介護課 ☎ 448

法律相談コラム

法律相談などで多い事例とそのアドバイス

音信不通の実父による生活保護申請と扶養義務

質問

Z市役所から私に、「(長年音信不通だった)父がZ市に生活保護申請をした、私が父を扶養できるか回答がほしい」との内容の手紙が届きました。父は私の幼い頃に家出し母と私を見捨てた人であり、良い感情はありません。それに私も今は家庭を持っており生活の余裕はありません。私に父を扶養する義務がありますか。Z市への回答は義務ですか。

回答

生活保護法は「扶養は保護に優先する」と定めており、もし身内から仕送りを受ければその分保護支給額が減る仕組みです。そこで、生活保護申請を受けた市(福祉事務所)は、本人の意向に関係なく、その親族に、扶養の意思の有無を照会するのが通例です。

照会を受けたあなたにお父さんを扶養する義務があるか否かは、生活保護法ではなく民法の規定によります。民法877条1項は、「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある」と定めています。ただし、ここでいう「扶養」は、(配偶者間や対未成年者を除き)扶養者の生活水準を犠牲にすることまで要求しないと解されます。あなたの生活に全く余力がない状況ならそもそも扶養義務は生じません。仮に扶養義務ありとしても、具体的にどの程度(金額)の義務なのかは別問題です。民法879条は①まず当事者間の協議で決める②協議ができない場合は家庭裁判所が決める、としています。②の際、裁判所は「一切の事情を考慮」します。あなたとお父さんの長年の関係性も考慮されるべき事項の一つといえます。すなわち、あなたにお父さんへの具体的な扶養義務があるとは即断できません。

Z市の照会に回答を強制する効力はなく、あなたの気持ちに沿って「扶養の意思なし」と回答してもよいのです。その状況下でお父さんが生活保護の対象になるか否かは、生活保護法に基づいてZ市が判定するのです。

ところで、近年の生活保護法改正で、「福祉事務所の権限で、扶養義務者(つまりあなたの立場の人)の資産・収入状況について銀行や勤務先等に報告を求められる」と規定されました。実際の運用例は乏しいようですが、あなたに適用がないと言い切れません。民法の趣旨に反して当事者(生活保護が必要な人も、その親族も)を萎縮させかねず、導入時も強い批判がありました。今後も極めて慎重に運用すべき規定であると考えます。

問 埼玉弁護士会越谷支部 ☎ 962-1188 北川浩司(弁護士)

**行ってみたいな
となりまち**

近隣4市1町のイベント情報をお知らせします。
ぜひ、ご参加ください。

越谷市

市制60周年記念「平成29年度越谷市生涯学習フェスティバル」
2月25日(日) 午前10時~午後3時
場中央市民会館および周辺
※公共交通機関をご利用ください。
内体験コーナー、学びステーション、健康コーナー、伝統的手工芸品コーナーや消防コーナーなど
問 生涯学習課 ☎ 93・9283

松伏町

ふるさと寄席 林家正蔵・桂小南二人会
3月10日(土) 午後2時開演(午後1時30分開場)
場 田園ホール・エローラ
出演 林家正蔵(落語)、桂小南(落語)、マギー司郎(マジック)ほか
観(全席指定) 大人2000円、高校生以下1000円※未就学児は入場不可
問 田園ホール・エローラ ☎ 92・1001

草加市

・絵画・俳句・華道・茶道・囲碁将棋など
問 市民活動支援課 ☎ 930・7714

・桃の節句展
3月11日(日)まで
場 歴史民俗資料館
内 市民が制作した色とりどりのつるし飾り、明治・昭和・平成とそれぞれに特色のある7段ひな飾り、源氏物語貝合わせ、御殿飾りなどの展示
問 歴史民俗資料館 ☎ 922・0402

三郷市

文化協会祭
2月17日(土)・18日(日)・22日(木)・25日(日) 午前9時30分~午後5時※開始時間は内容によって異なります。
場 三郷市文化会館
問 文化協会加盟団体の発表会(舞台)

吉川市

公民館フェスティバル
3月3日(土)・4日(日) 午前9時~午後5時
場 中央公民館
内 芸能・音楽・芸術作品の発表や展示、模擬店や各体験コーナーなど
問 中央公民館 ☎ 981・1231

図書館 だより

新しく入った両館所蔵の図書の一部を紹介いたします。

■一般書

「ビギナーズ・ドラッグ」 喜多喜久 著

「いのち」 瀬戸内寂聴 著

「バースデイ・ガール」 村上春樹 著

「キネマの天使」 赤川次郎 著

「俺はエージェント」 大沢在昌 著

■児童書

「よくわかる人工知能」 松尾豊 監修

「小さな小さな虫図鑑」 鈴木知之 写真・文

「魔法学校へようこそ」 さとうまきこ 高橋由為子 絵

「ふしぎなどうぶつランド」 高畠純 え 斎藤洋 おはなし

「ねんねのうた」 えがしらみちこ 作

■3月の上映会の日

○八條図書館
▼児童向け 4日(日)・11日(日)・25日(日) 午前11時~

▼一般向け 4日(日)・11日(日)・25日(日) 午後2時~

○八幡図書館
▼児童向け 11日(日)・25日(日) 午後2時~

※上映内容など、詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

■3月の休館日
八幡・八條図書館 毎週月曜日
図書館特別整理休館
八幡 6日(火)・9日(金)
八條 13日(火)・16日(金)
駅前出張所図書窓口
毎週土・日曜日、21日(祝)

八幡 ☎ 995-6215
八條 ☎ 994-5500